

敦賀市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、市民生活部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年3月30日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	和泉	明

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

市民生活部

危機管理対策課

環境廃棄物対策課（水環境保全対策室、施設建設推進室、清掃センター、衛生
処理場、敦賀斎苑、中池見人と自然のふれあいの里）

生活安全課（消費生活センター）

市民課

4 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度（4月から10月末まで）における事務の執行状況及び事業の管理状況

5 監査の実施日

令和3年12月23日、24日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令に違反するものはないか。
- (3) 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- (4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

各課等における財務に関する事務の執行及び事業の管理については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 補助金等について

路線バスに関する各種補助金に係る実績報告書の審査に当たっては、補助対象経費の内訳や数字の根拠等について、必要に応じ説明を求めるなど、十分に内容を確認するよう努められたい。 【生活安全課】

(2) 固定資産の計上について

複数年度にまたがり実施するシステム改修については、一年度ごとの改修内容に応じ、適切に固定資産に計上するよう努められたい。 【市民課】